⑵ Classification of the products to be procured : 14

⑶ Nature and quantity of the products to be purchased : Note and Coin Counting Machine 5

⑷ Delivery period : 31 March, 2011

⑸ Delivery places : As in the tender documentation

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tenders are those who shall :

① not come under article 8 of Practice Rules of Contract.

② have proven to have actually manufactured or sold the products concerned or the products with performance equivalent to that of the products concerned.

③ have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned.

⑺ Time-limit for tender : 4 : 00 p.m. 26 January, 2011

⑻ Contact point for the notice : Yuuichi Yamamoto, General Affairs and Contracts Group, Kanagawa Operation Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―3―4 Higashi-Kanagawa, Kanagawa-ku, Yokohama-shi, Kanagawa, 221―0044 Japan. TEL 045―451―7910

資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度において外務本省の測量・建設コンサルタント等及び建設工事に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年12月7日

外務省大臣官房会計課長　梨田　和也

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

1　業種区分

⑴ 測量・建設コンサルタント等

1　測量業　2　建築関係建設コンサルタント業　3　土木関係建設コンサルタント業　4　地質調査業　5　補償関係コンサルタント業

⑵ 建設工事

1　土木工事業　2　建築工事業　3　大工工事業　4　左官工事業　5　とび・土木・コンクリート工事業　6　石工事業　7　屋根工事業　8　電気工事業　9　管工事業　10　タイル・れんが・ブロック工事業　11　鋼構造物工事業　12　鉄筋工事業　13　ほ装工事業　14　しゅんせつ工事業　15　板金工事業　16　ガラス工事業　17　塗装工事業　18　防水工事業　19　内装仕上工事業　20　機械器具設置工事業　21　熱絶縁工事業　22　電気通信工事業　23　造園工事業　24　さく井工事業　25　建具工事業　26　水道施設工事業　27　消防施設工事業　28　清掃施設工事業

2　定期申請の受付期間

⑴ 郵送による受付時期　平成23年２月１日から平成23年２月25日までとする。

⑵ 持参による受付期間等　平成23年２月１日から平成23年２月25日までとし、受付時間は上記期間の午後２時より午後４時までとする。（５参照）

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。

なお、上記期間後も郵送及び持参にて随時受付を行うが、この場合には入札に間に合わない場合があるので留意すること。

3　申請書の入手方法

外務本省北庁舎１階東口提示板前に備え付ける他、外務省ホームページよりダウンロードして得るものとする。⑿参照）

4　申請書の提出書類・方法

申請方法は郵送又は持参とし（５参照）、提出書類は次のとおりとする。

⑴ 測量・建設コンサルタント等

ア　申請書（測量・建設コンサルタント等）
イ　測量等実績調書
ウ　技術者経歴書
エ　営業所一覧表
オ　登記簿謄本、登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）
カ　登録証明書等
キ　財務諸表類
ク　納税証明書その３、又はその３の２、若しくはその３の３
ケ　返信用封筒（送付先を明記し、80円切手を貼付したもの。）

⑵ 建設工事

ア　申請書（建設工事）
イ　工事経歴書
ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
エ　営業所一覧表
オ　経営規模等評価結果通知書の写し
カ　納税証明書その３、又はその３の２、若しくはその３の３
キ　返信用封筒（送付先を明記し、80円切手を貼付したもの）

5　申請に関する照会先及び申請書類の郵送先

⑴ 照会先　外務省大臣官房会計課管理室　電話03―3580―3311　内線5989

⑵ 持参先・受付時間

持参先：東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省北庁舎１階東口玄関受付

受付時間：午後２時より午後４時まで

⑶ 郵送先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１外務省大臣官房会計課管理室

6　申請書等の作成に用いる言語等

⑴ 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものについては、日本語の訳文を付記し又は添付すること。

⑵ 申請書及び添付書類のうち金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し記載することとする。

7　競争に参加することができない者

⑴ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ 全各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑦ 申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑶ 各業種に必要な登録又は許可を得ていない者

⑷ 建設工事においては建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けてない者

8　競争参加者の資格及び審査

⑴ 競争に参加できる者の資格の審査は、上記５において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その数値の合計をもって行うものとする。